

政令第三百五十五号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十二号を第九十五号とし、第六十一号から第九十一号までを三号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 「一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―イル」（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第五十九号を第六十一号とし、第二十九号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第二十八号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十 三―「（一R・二R）―三―（ジメチルアミノ）―一―エチル―二―メチルプロピル」フェノール

(別名タペンタドール)及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十八号とし、第六号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 二―エチルアミノ―(三・四―メチレンジオキシフェニル)プロパン―オン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。